

第3回中野区子どもの権利擁護推進審議会
(令和3年3月10日)

午後7時00分 開会

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

委員の皆様、こんばんは。改めて皆さんにご案内させていただきます。本日の会議ですが、今回は事務局のほうからミュートを解除してご発言いただきましたが、今回は皆さんでミュートを解除できる設定にしております。ですので、ご発言される際は皆様ご自身でミュートを解除していただいて、その上でご発言をお願いいたします。なお、会議の進行の妨げになると配慮しまして、常時ミュートの状態ですでいただくような形をお願いいたします。

野村会長

皆さん、こんばんは。遅くなり失礼しました。役所でやる想定で外に出ていたものですから、オンラインができるところに戻ってくるまでに手間取ってしまいました。

資料は皆さんのお手元に届いていると思いますが、一応オンライン会議2回目ということになりますが、資料の確認を事務局のほうからしていただけますでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

では資料の確認をさせていただきます。まず、次第ですね。本日の次第と資料1、右上に資料1と書かれている「前回の振り返り」ですね。それと右上に資料2と書かれている「子どもへの意見聴取について(案)」ですね。資料3、「子ども権利の規定について」、資料4が「各主体の役割について」。参考資料としまして、参考資料1、「外国人年齢別人口の推移」、参考資料2、「障害者手帳所持者数」、参考資料3、「他自治体条例の権利のカatalog」、参考資料4で他自治体の子どもの権利擁護に係る条例、こちらは紙では表紙だけお送りさせていただいております。中身はメールでお送りさせていただいております。それと別添ですね。

別添資料として「取扱注意」と書かれた、「わが国における子どもオンブズパーソン制度の現状と課題」。最後に左上に田谷委員と松山委員からの提案資料と書かれている資料を皆様にお送りしております。ご確認をお願いします。

野村会長

よろしいですかね。取扱注意のやつは私が書いたものなのですが、教育法学会の年報の第50号に書いたものです。取扱注意としているのはまだ発刊されていなくて、3月の末から多分4月にかけて発刊されるので、とりあえず第2稿までで、これでほぼ変更はないのですが、発行前ということで取扱注意とさせていただきました。ちなみにこれは今日特に使わないはずですが。次回、救済機関の問題について話す機会があると思いますので、次回に向けての資料のご提供ということでご理解いただければと思います。

それでは議事を次第に従ってということですがけれども、何かあるのですたっけ。傍聴の確認？ その前に会議が成立しているかですよね。そもそも事務局にそういうやらなければいけないシナリオを送ってもらっているはずなのですからけれども、ドタバタしていて手元にないので適宜指示してください。まずやらなければいけないのはこの会議が成立しているかどうかですね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

13名出席されておりますので会議成立しております。欠席は竹之内委員です。以上です。

野村会長

ありがとうございました。続きまして、傍聴でしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

傍聴の方は今3名入っていらっしゃる状況です。

野村会長

オンラインで入っておられるということですね。ありがとうございます。では、議事に入って大丈夫ですか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

事前に参考資料の説明だけさせていただきます。皆様、参考資料1と参考資料2をご覧いただきたいのですが、前回の審議会でも区の宿題をとなっておりましたところでして、年齢別の外国籍の方の人口と障害者手帳の所持者の数、0歳から19歳までの方の数字ですね。こちらまとめてみましたのでご確認いただければと思います。

外国人の方の人口については18歳から急にすごく増えているというのが、この図から見えるかなと思います。これはやっぱり高校を卒業されて留学とかで来ている方も増えているのかなというのがあるかなと資料からは見えるところです。

参考資料3なのですからけれども、他自治体の条例の中でカタログを示しているものを、代表的なところを抜粋してみましたので、ご確認いただければと思います。参考資料4につきましては、昨年までで条例を制定している自治体の一覧になっておりまして、49自治体ありまして、360枚ぐらいあったので、紙でお送りしていないのですが、メールでデータをお送りしていますので、そちらに関してはお時間あるときに読んでいただいたり、気になる単語を検索していただいたりということで、ご活用いただければと思います。以上です。お願いします。

野村会長

ありがとうございます。他自治体の子どもの権利擁護に係る条例って、何で権利擁護に係る

条例なのかな。名称としては子どもの権利条例または子ども条例ですよね。なので、子どもに関する権利擁護か。ちょっと特殊な意味を持つ部分もあるので、この資料の場合にはなるべく自治体の名称を尊重してつくるようにしてください。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

わかりました。

野村会長

資料で何かご質問ありますでしょうか。これ、外国人っていう言い方はあれですかね。外国人登録をされているという意味合いですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

住民基本票台帳で登録されている人数です。

野村会長

ちなみにこれは他自治体と比べて特徴的な特徴があるのでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

他自治体との比較までできていませんでした。

野村会長

例えば川崎なんかは多いとか少ないとかって話があって、在日韓国朝鮮の方が比較的多いとはされていましたが、近年では例えばそれ以外の新しく入ってきた、いわゆるニューカマーと言われる人たちが増えてきているなんていうような統計で紹介を受けたりしていましたけれども、中野区が外国人登録上の住民基本台帳でわかる外国籍の人という意味で、増えているということなのですかね、単純に。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そうですね。人数で言うと218人、2016年から比べると。

野村会長

あまり変わらないんですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そうですね。若干増加ぐらいですかね。

野村会長

要するに中野区の特徴をこれで見たいということではあるので、これを見たときに他の自治体と比べてどうなのかということは説明できるようにしておいていただけるといいかなとは思いますが。

何かご質問ありますか。大丈夫ですか。一応ご参考にさせていただければと思います。

それでは議事に入っていきたいと思いますが、前回の振り返りということで事務局のほうから少しご説明いただければと思います。資料1ですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それでは前回の振り返りについて説明させていただきます。資料1をご覧ください。他自治体の条例の良いところについて、第1回の審議会の際の宿題と第2回で議論していただいた内容を踏まえまして資料1のとおりまとめました。全体につきましては、川崎市のありのままの自分でいる権利ですとか、西東京市の大人の決意、「いのち」という記載があるところが良いというご意見がありました。

役割につきましては、川崎市の役割として、子どもの居場所、育ちの場、活動の場の整備をするということと、子どもの参加促進、子ども会議の運営、意見表明権を確保するという規定がとても良いというご意見がありました。

相談支援につきましては、川崎市ですとか川西市のオンブズパーソンの規定が優れているのではないかとご意見がありました。

普及啓発につきましては、子どもの権利の日の制定ですとか、権利のカatalogの記載について議論をしていただきました。

その他として、世田谷区や西東京市のように、優しくて読みやすい、わかりやすい条文がいいのではないかとご意見がありましたし、条例が、子どもたちが助けてと言える根拠になるといいのではないかとご意見がありました。以上です。

野村会長

前回の振り返りということで、皆さんに出していただいたものを簡単にまとめていただいたということです。本当はもう少し時間をかけていろいろ議論をしたいところではあるのですが、こういうものがご指摘されたということは記憶にとどめていただいて、何回か後にもう少しまとまったものが出てきたときに、これも併せて議論ができればと思います。

次に進んでおきたいと思いますが、子どもへの意見聴取ということで、資料2、それから田谷さんと松山さんからの提案資料ということでいただいています。先般皆さんご存じかもしれませんが、東京都で子ども基本条例案というのが都議会に上程させています。ある意味非常に突然出てきた条例案で、このような会議を必ずしも経ておらず、ましてや子どもの参加ということを経っていないというところに、少し批判があるようには聞いています。実際の審議自体はこれからということなので、どういうふうにするのかわかりませんが、少

なくとも中野区の場合には、こういうようないろいろな人に集まっていた会議は開催しているのですけれども、スケジュールとの関係あるいはコロナ禍の関係の中で、なかなか自由に動けないということもあるとは言え、それをあまり免罪符にしてはいけないのだけれども、当事者である子どもの意見を必ずしも、今のところ聞く、あるいは聞く予定というのが十分立っていないというところがあります。

でも、こういう条例をつくる以上は子どもからいろいろな形で意見を聞くということがとても大事なことであるので、事務局ともいろいろ相談をしていたところなのですけれども、そういった中、田谷さんと松山さんから前向きなご提案もありましたので、今日併せて資料として出させていただいています。

まず、事務局、資料の2のほうから少し説明いただけますでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それでは資料2をご覧ください。前回の審議会でもお知らせしましたが、子どもへの意見聴取につきまして、委員の皆様のご意見を踏まえまして設問を作成しました。こちらの内容で、区のホームページでの意見聴取と中央図書館のイベントに合わせた意見聴取を実施したいと考えております。それと前回の審議会でもお示ししたのですけれども、昨年度実施した実態調査の自由記述欄ですね。こちらにつきましても、大人に言いたいことですか、困っていることですか、ほっとできる場所ですか、そういった項目を聞いておりますので、こちらも最大限活用していきたいと考えております。以上です。

野村会長

中野区役所に転がり込むか、自分のところに行くのかということで迷いながらずっと走ってきたので、まだ気が落ち着いていません。

今、資料2のご説明をいただいたところなのですけれども、波状的にあるいは聞くということいろいろな幾つか複数の質問を用意したらいいのではないかとということを含めて、皆さんからご提案をいただいて、たくさんのご意見をいただいているところなのですけれども、意見の聴取の設問としてはこの三つですかね。あなたが「中野にあったらいいな」と思う場所はどこな場所ですかと、居場所の問題。困っているとき、悩んでいるときにはいつもどうしていますかという、悩み救済の問題。それからあなたは何をしているときが一番楽しいですかという、その三つについてお聞きするというので今、案が出てきています。

現実に6月ぐらいに意見をまとめるということになると、1カ月単位で意見を聞くとしてこれぐらいになるのではないかとということでご提案をいただいているということになります。

聴取の方法としてはそこに書かれているように幾つかの方法でということになります。何かご意見はございますでしょうか。これに対してご意見をいただく前に、田谷さん、松山さんの資料について合わせてお聞きした上で、少し意見交換をしたほうがいいですかね。ということで、田谷さん、この資料をご説明いただくと助かります。

田谷委員

子どもの意見聴取について、先ほどの資料2のほうにあるように実態調査、それからホームページの聴取、企画展示、中学校の意見聴取というのがあるのですが、今までいただいた資料などから、あまり高校生の声が聞こえてこない、見えないということ、松山委員と話をする機会がありましたので、高校生に対してどういうふうに聞き取りができるだろうかという話をしました。

その中で、もちろんホームページの聴取や投書箱というのも可能かと思いますが、このホームページや図書館の高校生利用がどれぐらいあるのかということが読めない中で、これらの意見だけでやるときついなというのがありましたので、もし可能であればやはり対面で会って、彼らと子どもの権利について話をする、または話し合っ彼らの声を聞き取るという機会を持てると、もう少しリアルな具体的な彼らの声が聞けるのではないかというふうに考えました。そこで、もし可能であればということになりますが、区内にあるまたは近隣に、恐らく中野区在住の高校生または中野区に関わりのある、中野区を何らかの形で利用している高校生に対して都立高校に依頼をして、出前授業、出前授業が難しければアンケートという形で話を聞く機会をいただきたいと考えています。都立高校だけではなくて、特別支援学校であったり、フリースクール、無料塾、それから外国籍の子どもたち、先ほど外国籍と出ていましたが、国際交流会館のほうで学習支援などを行っていますので、そちらのほうに参加している子どもたち、18歳、19歳も含めて話を聞けないかというふうに考えました。

今回、里親の方々も委員として参加してくださっていますので、里親会に協力を依頼して社会的養護の子どもたちに対しても意見を聞く機会が持てないかというふうに考えました。もし可能であれば、これを5月や6月上旬ぐらいに、できれば5月下旬までにできるといいかと思うのですが、複数の場所でそういった意見を聞く機会というのをいただければ、ぜひ委員として子どもたちのヒアリングやワークショップをしたいと考えているという提案になります。松山委員、追加でお伝えしていただけますか。

松山委員

今、田谷副会長から趣旨のほう、全体的に説明をいただいたところですが、本当に高

校生世代の人たちへのアクセスが難しいということは、中野区で行われた実態調査のご紹介の段階でもありましたし、またアクセスができたとしてもなかなか普段から顔を合わせている関係ではない中で意見を出してもらうのは難しいのだなと、幾つかハードルはあるとは思いますが、今回、企画書の中に載せさせていただいたように、区内の学校さんですとか、団体さんなどで協力をしてくださるようでしたら、そういったところにつながっている子どもたちを中心に、多様な声を聞かせてもらえたらということで、企画をまとめさせていただきました。

内容案のところ、こういったことを聞きたいのかなというのを挙げてみたのですが、区立中学校のほうで企画をされているように、子どもの権利についてのところはもちろん押さえておきながらも、今回こういった経緯で条例づくりが進んでいるのか、何でそれが必要なのか、それについて皆さんがこういったものを盛り込んでほしいなと思っているかといったことを幅広くお聞きできればいいなと思っております。ありがとうございます。

野村会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。例えば、都立高校に限りませんけれども、高校で中野区が特に関係を持っている高校というのはあるのですか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

高校生だとあまり、中学生までは区立中学校があるので関わりがもちろんあるのですが、高校生になってしまうとなかなか関わりが持てないというのが正直なところです。

野村会長

そうなんです。西東京市では権利擁護員の入っているルピナス会館というところのお祭りのボランティアに高校生に毎年来てもらっていて、結構お付き合いがあっただけでなくということがあるけれども、そんな中ざっくばらんなお付き合いもない。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

現時点では。

子ども家庭支援担当部長

ないこともない。東北復興大祭典というイベントがあるのですが、それに練馬の都立高校が毎年参加してくれているのがあります。でも、区内だとちょっと。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

担当ごとにちょっとしたつながりというのはもしかしたらあるかもしれないのですが、大々的に公にガッチリつながっているというのは今のところない状況ですね。

野村会長

一つはこれをやるとして、具体的にどういう形で持っていけば、子どもたちから有効な意見を短時間と言えは短時間ですよね。短時間で聞けるのかということと、それから学校に対してきちんとアクセスができるかということがあるのですけれども、その辺の見通しは区としては何かありますか。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

当然区内にある高校が中心になると思うのですけれども、こちらからこれを機に話をし、相手方の都合と合えばご提案いただいているような意見聴取、可能なのかなとは思っています。今回、中学校で出前授業という形でやりますので、そこでこちらから10分程度子どもの権利について話すコンテンツをつくる予定ですので、そういったものを使いながら、子どもの権利についてこちらからまずご説明して、それを受けて子どもたちが権利についてどう考えるんだというような意見を聞いていくことは、様々できるのかなとは思っております。

野村会長

それ中学校ですよ。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

今回は中学校なので、中学校用につくったコンテンツを使って、横展開して高校生世代に対して同じような形で展開していくことは可能かなとは思っていますので、あとは相手方と話を詰めて実現可能性を探っていくという形になるかと思えます。

野村会長

どういうコンテンツを持っていくとか、中身の問題は委員の間で知恵を出し合って考えればいいのだと思うのですけれども、窓口の開発って意外と大変なのですけれども。

子ども家庭支援担当部長

あと、中野区はハイティーン会議というのを長くやっています、在住・在学の中高生、そんな多い人数ではないのですけれども、それを毎年募集をして、様々テーマを決めてそれについて探求していくというようなのがあるので、そういうグループを活用して、今回の子どもの権利条例に関するヒアリングをしていくというのは個別では可能かなとは考えております。

野村会長

ここでのご提案は協力依頼先ということで、具体的な高校名等が挙がっていて、そこに依頼をしていくということなのだけれども、それを多分コンテンツをつくるのは委員でいろいろ工夫をしてやることは可能だと思うのですけれども、こういうところにアクセスをするということ

は、多分事務局にかなりお願いをしなければいけないかなと思うのですけれども、その辺は大丈夫でしょうかという、そういう質問です。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

連絡することは当然可能なので、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

野村会長

何かできるということは確実だとして、中身について何かご意見ございますでしょうか。皆さんミュートになったわけじゃないですよ。しゃべっていただいて構いません。どうぞ。

窪寺委員

まず、中野区さんからの音声がとても割れて、聞き取りづらい感じがします。野村先生とか田谷先生の声はスムーズに来るのですが、中野区さんからのマイクだとプツプツプツと入るので、しゃべるスピードを少しゆっくりしていただくと聞き取りやすいです。よろしく願います。

野村先生、ついていけない状態になっています。今の質問に関しては最初に資料2の意見聴取の設問、このところから田谷先生の高校生のところまで説明していただいて、それをひっくり返すことに関して、何か質問がございますかという形の今、問いかけと受け取ってよろしいですか。

野村会長

何でもいいです。資料2のほうは、これはホームページ等で期間を区切って、いわば行政的というか、意見を聴取するということだけれども、田谷さんと松山さんからのご提案は、委員がむしろこういうところを回って意見を聞いていくという、そういう企画ということになりますけれども、そのあたりについてどうお考え、何かご意見ございますかということです。

窪寺委員

実は、前回は西東京とか世田谷、川西さんの各条例を読んで、いいところとか、ここがいいということを課題で出して、その話をさせていただいたかと思うのですね。その今回の宿題はカタログということになっていたと思うのですが、実は何が伺いたいかと言うと、この聞き取りの設問、この3(1)あなたが「中野にあったらいいな」と思う場所はどんな場所ですか。(2)困っているとき、悩んでいるときは、いつもどうしていますか。(3)あなたは何をしているときが一番楽しいですかという、この設問に最終的になったのは、誰がどのような過程で選ばれたのかというのを伺いたかったです。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

こちらの設問三つにつきましては、前回皆様に出していただいた宿題の中に意見聴取の仕方というのがございましたので、そちらの中から事務局のほうで抜き出して、設定させていただいた三つということになります。

窪寺委員

事務局さんのほうで選んだものであるということですね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そうなります。そういうことです。

窪寺委員

その意図を、もし事務局さんがこの三つを選んだのであれば、これで聞きたかった意図を伺いたいです。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

まず一つ目が居場所についてですね。実態調査の中でも、場の満足度というのが低いというのが数字として出ていましたので、居場所について一つは聞きたいなというところがありました。二つ目に関しては、悩んでいるとき、困っているときの相談相手として、実態調査の中では学校の先生ですとか両親という回答が非常に多くて、それ以外の人というのは少なかったのです。ほとんどないと言ってもいいくらい少なかったので、困っているとき、悩んでいるときに、皆さん実際どのように相談相手、どのような方に相談して、どのように相談しているのかというところを聞いてみたいなというところがありましたので、設定させていただきました。三つ目に関しては、何をしているときが一番楽しいですかというのは、委員の皆様の中にも結構書いていただいている方が多かったので、こちら、事務局としてもぜひ聞いてみたいなと思ひまして、設定させていただきました。以上です。

窪寺委員

ありがとうございます。

野村会長

よろしいですか。

窪寺委員

誰がどのような意図でこの設問を考えたのかを伺いたかったです。それによって引き出されている回答というものが、これの意見聴取についてのところに反映されると思ひましたので伺いました。

野村会長

ありがとうございます。今、ホームページ等で聞くものについて、ご意見、質問がなされましたけれども、この点で何かほかにご質問のある方はございますでしょうか。

相川(梓)委員

区のこの意見聴取の方法についてなのですが、区のホームページと中央図書館が小学生ですとか、中学校に出向いて以外の窓口として設定されているのですけれども、区のホームページというのは具体的にどのようなものをイメージしているのかというのが一つ気になるところです。

中野区のホームページのお知らせに載せただけでは、恐らくお子さんは絶対アクセスできないと思うのですね。なので、そこにアクセスするには小学校ですとかにチラシ、プリントを配って、アクセスしてねということをお知らせしないと恐らく誰も到着できないので、そのあたりどう考えていらっしゃるのかというのが一つ気になるところです。もし配らないにしてもポスターを貼るですとか、そういうことをしていただきたいですし、どう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、中央図書館だけですと、図書館に行くような子どもの声しか聞けないのかなと思って、大変だとは思いますが、ゲリラ的に公園に行って直接聞いてみるとか、そういうこともできたらいいのではないかなと思いました。

最後は意見聴取の期間ですけれども、三つの設問を、期間を区切ってわざわざやっていることの意図というのが私にはわからなかったもので、まとめて聞こうと思わなかった意図など、もしありましたら教えてください。

野村会長

最後のまとめて聞けなかったというのは、これ私の提案なのかもしれないのですけれども、まとめて三つのものを聞くと、最初はいいのだけれども、そのあと意見が続かなくなってしまいうことが経験的に多いのですね。ホームページ等で例えば1カ月たったら次の質問というふうに、こちらが動いている様子とともに質問を設定したほうが、より意見が聞けるのではないかとということで、波状的にということでご提案をしたのだと思います。それに沿っていただいた形になっているかなと思います。なので、三つのものが最初にボンとあって、それがずっと3カ月もあるとみんな答えなくなってしまったりするので、この最初の1カ月はこれ、次の1カ月はこれ、3カ月目はこれというほうが、多分興味を引くのではないかなと。ただ、最初の質問だとか2番目の質問を例えば3カ月後に、答えられないふうにするのかしないのかというのは、工夫があってもいいかなと思いますけれども、質問自体が、質問を聞くということ自体が動いて

いることなのだということが印象づけられるといいかなということで、こういうふうにしてみましたということではあります。

相川(梓)委員

あと、それに関連して、集めた意見を、概要を公開するかどうかというのもポイントになるかなと思ったのですが。

野村会長

それはしたほうがいいですよ。間違いなく。

相川(梓)委員

そうですね。ありがとうございます。

野村会長

それで前回、学校の先生おられなかったのですでしたかしら。タブレットを配布するようなお話があって、学校で配布されたタブレット経由で簡単に区のホームページとか、アンケート、意見聴取のページに行けるような取組がなされると、より効果的かなと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

教育委員会事務局のほうに確認したのですけれども、Googleフォームで確かにアンケートというの、学校の中でとっていることはあるのですけれども、現時点では学校の教育目的以外での使用というのを想定していないということをまず言われました。それで、使っていくにあたっては幾つか課題があるということで、まず一つ目として、アンケートをどこまで認めるのかという、運用の、一つ認めるといろいろなアンケートをお願いされたときに、基準が現時点でまだ曖昧なので、受けることが難しいというところと、もう一つがセキュリティの問題がまだ検証が十分に行われているわけではないので、そういった内容的にすごく個人情報に関わるような内容になってくると、しっかりとセキュリティを検証してからでないとな運用は難しいのではないかと教育委員会からの回答をいただいております。以上です。

野村会長

さて、いかがでしょうか。何かご意見はありますか。

瀧本委員

スケジュールの件なのですけれども、この意見聴取を踏まえて審議会の答申案を作成しているのか、それとも審議会の答申案は、前回いただいたスケジュールだと5月18日の予定にはなっているのですけれども、これだと意見聴取をした後、まとめてでは間に合わないかなと

思ったのですが、こちら辺はどんな感じになっているのでしょうか。お聞きしたかったのですが、
れども。

野村会長

ここについては、もちろん時間的にタイトではあるのだけれども、意見を聞いて何も反応しないという意見の聞き方はよろしくないなので、できればこの報告書づくりの中で生かしていければというふうには私は思っています。

瀧本委員

そうですね。私もそれがいいかなと思ったのですが、そうすると5月18日が延びる可能性があるということですかね。それともこの意見聴取を早めていくというか。

野村会長

多分今、スケジュールは出ているのですかね。スケジュールが5月18日でしたか。

瀧本委員

以前この審議会の開催スケジュールが5月18日で、答申案の調整で、第6回で最終になっていたのですけれども。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

答申案の調整なのですけれども、こちらに関してはあくまでも案なので、その後に出てきた事象を入れることは可能ですので、伺った意見、せっかく伺ったものなので、もちろん答申のほうには反映できればというふうに考えております。

瀧本委員

となると、審議会では聴取の内容をまた皆さんで話をするという感じではないということですか。あくまでも区のほうの事務局のほうでまとめていただける感じなのでしょうか。

野村会長

一応審議会の中で議論をした上でないと入れられないと思うので、それは要するに答申の最終的なリミットがいつになるかということなんだと思うのですけれども、多分5月18日というのは結構余裕を持ったスケジュール立てにはなっているのだと思うのです。多分6月の区議会ですすお話でしたでしょうか。スケジュールとしては。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

先生のおっしゃるとおりです。6月に中野区議会の第2回定例会がありますので、そこで答申のほうを報告していければと考えていまして、相川さんが言われたとおり、子どもの意見を聞いて、それを前回は実態調査の自由記述欄をこの審議会の中に資料として提供させていただ

いたと思うのですけれども、ああいう形で随時声が集まり次第、審議会の場にも提供して、それを踏まえて答申のほうにも生かしていただきたいなと思っておりますので、できれば4月中にある程度意見聴取のほうを進めていきたいと、事務局としては考えております。

野村会長

1週間とか2週間ずつ早めていって、3回目の意見聴取を5月の上旬までに終わらせるというスケジュールにしていけないと、多分答申の中になかなか反映はしにくいかなという、そういうことですよ。

瀧本委員

それだと大丈夫だと思います。意見聴取のスケジュールを早めるということですよ。であれば、大丈夫だと思います。ありがとうございます。

野村会長

とはいえ、どんな形で反映するのかという議論を十分できるかというような、そういう危惧はもちろんあります。ほかにいかがでしょうか。

相川(梓)委員

先ほどの質問なのですけれども、区のホームページにアンケートを用意して、どのようにそれを告知するかについてはいかがでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

区のホームページで、まずどういった調査になるかというところですが、相川委員がおっしゃったように、お知らせなどに乗せて、そこから入っていただいて回答してもらおうという仕立てにしようかなと思っております。周知に関しましては、QRコードなどをチラシに貼り付けて、それをどこまでできるかわからないのですけれども、学校さんをお願いして配布してもらったり、あと児童館で配布したりというところで周知をしていきたいと考えております。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

なるべく、ホームページを見て、自分で進んでいくとかなり手間がかかって、アンケートになかなか答えてくれないということが懸念されますので、QRコードを読めばすぐアンケートの画面に進めるような仕立てでやっていきたいと考えています。

相川(梓)委員

そのときにQRコードを誰が読めるのかということだと思うのですけれども、中学生であれば自分のスマートフォンを持っていてアクセスすることも可能だとは思いますが、小学生だとなかなかそこは難しいのかなと。そのときに学校で配布される予定の端末を使って、Goog

leアカウントとは別にWEBブラウザでアクセスして、アンケートを答えられるような形になるのかどうかというのを気にしています。

子ども家庭支援担当部長

一応教育委員会事務局の、いわゆる学校にお配りするタブレットの利用のことを聞いたのですが、基本はやっぱり学習というところに限定されるようなのです。ですから、どこまでタブレット自体でQRコードを読んで、外につながれるかというところで、恐らくいろいろな制約が、タブレット自体に設定がかかってくるのではないかと思いますので、なかなか自由につながれるのかどうかというところまでは確認ができていないところです。

相川(梓)委員

そうしますと、小学生が匿名で区のホームページにアクセスして回答するというのは恐らくかなり不可能に近くなってしまふのかなということを懸念してまして、そういうお子さんにも何とかアクセスできる場を用意できるのかできないのかというのが気になったところです。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

確かに全てスマホで答える形にすると、小学生、特に低学年なんかはまず答えられない形になってしまいますので、アナログなのですけれども、紙も含めて、例えば児童館にそういうポストみたいなものを用意して、紙で書いてもらったものを入れてもらって、こちらで回収するというやり方は少なくとも我々の労力でできると思うので、そういったものも併用しながらやっていきたいと今、聞いていて思いましたので、またそれは次回、具体的な方法を審議会の中でも共有させていただきたいと思っています。

相川(梓)委員

お願いします。今、思いついたこととして、ぜひ今こういう審議会をやっています、アンケートに答えてくださいというのを、今、区報とても見やすくなっていますので、ぜひそこに告知してはいかがかなと思いました。以上です。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

区報に関しましても、広報課と調整しまして、掲載を検討していきたいと思います。

野村会長

この条例づくりのコンセンサスがどういうふうになされているのかということについて、お聞きしたいのですけれども、確かにこの会議が始まるときに区長が出てこられて、この条例は重要なものだ、推進していきたいという、その意気込みはお聞きしました。

一方で、これを学校や教育委員会がどういうふうに進めようと考えているのかということ

はどうなのでしょう。もし、子ども自身が当事者となる条例づくりであって、それは学校とは関係ないよというふうに考えているのか、これは学校とも非常に関係のあるお話なんだというふうに考えるかによって、その取組の仕方というのは変わってくるのだと思うのです。先ほどのご説明からすると、教育委員会はどうもこの条例づくりというのは学校や子どもたちの学校教育現場から関係ないのではないですかというようにしか聞こえなかったのだけれども、その辺のコンセンサスのとり方というのを説明していただく必要があるのと、もし非常にネガティブな消極的なお話であるとする、これは区全体として進めていくという中で、やっぱり行政的にあるいは区の総合教育会議というのものもあるでしょうから、そういう中で少なくとも5月や6月に向けて合意をとるような方向で動いていっていただかないと、なかなか進まないように思うのですけれども、その辺はいかがですか。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

今回はいわゆる区長部局で条例づくりを進めている形にはなっているのですけれども、当然教育委員会、学校との関係というのは不可欠になりますので、我々も教育委員会と条例の検討過程も含めて意見交換して、教育委員会も含めて推進していけるようなものをつくりたいと考えています。

野村会長

「考えています」というのではなくて、例えば教育委員会の人はここに事務局で来ておられるのかしら。

子ども家庭支援担当部長

私は一応教育委員会と子ども教育部のほうの兼務の職員にはなっております。

野村会長

そうすると考えているというだけではなくて、合意をとっていくということの前向きにちゃんとスケジュール感を持ってやっていただかないと、多分思っているというだけで5月や6月になってしまうと思うのですよね。この短いスケジュールの中で学校を通じて意見を聞けるかどうかというのは、非常に大きな鍵だと思うのですよね。逆に学校が協力しないということになれば、子どもから意見を聞くということは、ほんの限られた範囲でしか聞けないということになるので、そういう意味ではかなり事務局としてはその調整に動き、働いてもらわないとうまくいかないのではないのでしょうか。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

具体的に話をして、学校も含めて進めていけるようなことで、調整して進めていきたいと思

っています。

野村会長

例えばタブレットの問題だって学習しか使わないという、要するに単なる規約の問題であるとする、その学習とは何かと言ったときに、この条例も学習権を保障するための大変重要な条例だということであれば、これは学習の問題と捉えて、今ここには入っていないけれども、では、やっていきましょうという、そういう回答になるはずですよ。けれども、ほかのアンケート、線引きの問題が出てきてしまうので、ここは受けられませんなんていう、いかにも行政的なそんなお答えだと先行きが非常に危ぶまれるのですけれども、その辺はいかがですか。

子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

教育委員会事務局のほうに今、野村会長おっしゃったことを踏まえて、もう一度タブレットを利用したアンケートについて、運用のところなんかも詰めて、なるべくこちらとしても意見聴取は行いたいと考えておりますので、もうちょっとお時間いただいて教育委員会事務局のほうと詰めていきたいと思います。

野村会長

少なくとも川崎市で子ども参加がそれなりにうまくいったのは、市長部局に置かれた委員会であったのだけれども、事務局を教育委員会が担ったのですよね。そういうことがあって、教育が非常に協力的に動いていただいて、学校なんかでも何度も説明会をやったりということもありましたし、そういった庁内での積極的な、できないのではなくて、どうしたらできるかという、前向きな動きが必要だと思うのだけれども、先ほどの回答だとできないということ前提になる回答なのですよね。何か一緒にやろうと言ったときに、できないということを前提にしたら何もできません。できるためにはどうしたらいいのかということ、知恵を出していかないと、うまくいかないのではないのでしょうかという、そういう意見です。

齋藤委員

今の野村先生のおっしゃること、ほんとはよくわかるなと思いつつ、今、公立中学校での子ども会議というものを進めているところです。今回の担当課である子ども政策課の皆さんもかなり教育委員会には働きかけてくださっているなというふうに、裏側から言ってはあれかもしれないですけども、そういうふうに私からは見えています。ただ、教育委員会側だったり、学校側というのが、本当にハードルが高いなと感じているのです。もちろん職員の皆さんもそういうふうな感覚としては持っているのかなと思いつつ関わっているのですが、こうしなければいけないという、どうしたら教育委員会の皆さんがこれはすごく子どもの教育にとって重

要なことなのだなというのを、わかっていただくためにはどうしたらいいのかということも、皆さんとお話しできたらいいのかなと思っています。

今回3月22日に朝礼の時間を含めてちょうど1時間公立中学校2年生全員を対象に、このレクチャーと子ども会議でみんなの議論をするということをやりますのですけれども、ここでも一つ、これってすごく教育になるのかなというふうに感じていただけるチャンスにもなるのかなと思っています。皆さんがどういう方法で、教育委員会の方たちが「うん」と首を縦に振りやすくするには、皆さんのアイデアも必要なのかなと思いました。

野村会長

ありがとうございます。ほかに意見はございますでしょうか。月に分けて三つ質問をしていくというのが、こっちの質問のほうがいいのではないかとというのがあれば、それを出していただければと思うのですが、これでいいですか。

齋藤委員

質問についてもこれ、子どもに例えば直接こういう質問だと答えやすいのかどうかというのを、うちの子ども会議のメンバーに以前聞いてみたことがあるのですが、それも今回の例えば22日に1回この質問、せっかくまとめてくださったのでまとめて聞いてみて、感触を得るというのも必要かなと思っています。ありがとうございます。

野村会長

ありがとうございます。

粉川委員

前回のときに意見表明も設問の中に入れるようなお話もあったかと思うのですが、その意見表明というのはどんな形で、これからとっていく予定なのかどうなのかというのが一つと、あとは今ちょうど議論をされていた学校との協力については、小学校であれば例えば低学年だけかもしれませんが学活の時間とか、いろいろなところで、私もPTAのいろいろな活動を学校と協力して、お時間を授業の中で、授業として取り組んでいただいたということがありましたので、そのような方向性でやっていただくということは、小学校であれば可能性があるのではないかなと、今、話を聞いて思いました。

あとは高校に、田谷委員と松山委員の案については、私もぜひご協力に、見学だけになってしまうかもしれませんが、参加させていただくことは可能なかなと思いました。ぜひやっていただけたらいいお話だなと思って聞いておりました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。いずれにせよ、今後こういうふうに検討したいと思いますというよう
なことは時間的にあれなので、次には具体的なものとして、こうしますということをご事務
局のほうとしては、今のご提案も含めてご提示いただければと思っています。

これ、どうでしょうか。高校生への質問って、手を挙げる人で少人数のワーキングをつくっ
てやりますか。要するに具体的に何を聞くのかというのをあまり抽象的な質問しても多分意見
が出てこないと思うので、こういうようなやり方でこういうことを聞いたら思っていることが
聞けますよねという、そういうやり取りを、こういう全員の場合だとなかなか進まないところ
があるので、少しワーキング的にやってみるというのはあると思うのですけれども。どうでし
ょうか。

松山委員

今、ご提案いただいた高校生向けの子どもの意見表明のところもぜひワーキングのような
形でやらせていただきたいなと思ったのと、粉川委員をはじめ、もしご参加いただけたら、内
容へのインプットも含めていろいろお力添えをいただきたいなと思っておりました。よろしく
お願いします。

野村会長

ありがとうございます。そんな方向で進めていきましょうか。報告書の中身はやや具体的
になっていくような、こういう内容が提案されていくという骨格が見えてきたところで、少し高
校生世代の意見を聞いてみるという、そんな仕掛けができればいいのかなという。それから報
告書が5月18日だったのですかね。なので、例えば4月中ぐらいにそういうものを仕掛けられ
るようにしてみましようかね。次回の会議はいつでしたか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

次回3月30日になります。

野村会長

3月30日。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それを待たずに、もしワークショップみたいな形で高校生への質問事項を考えていただけ
るのであれば、ぜひ。

野村会長

なので、その前にワーキングをつくって、3月30日こんなふうにやりますという表明をして
いただければ。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そのような形で、3月30日に皆さんにお示しできるようにワーキンググループをつくらせてもらって、質問項目を考えていきたいと思っておりますけれども、今、参加していただけるという方、もし募ることができるのであれば確認したいのですけれども。

子ども家庭支援担当部長

昼間の時間とかに集まっていたるか、夜はあれですけれども、実際集まっていたいて、少人数で話し合いをさせていただいて決めていったほうがよろしいのかなと思いますので、可能であればこうやって挙手いただければと。相川さん、田谷先生、松山さん、粉川さんもいいんですかね。4名の皆様。

田谷委員

ワーキンググループにはぜひ参加をしたいのですけれども、以前全体で連絡調整をするためのメーリングリストというか、そういったものは設定できないかという話があったと思うのですが、ワーキンググループでやるときに恐らくメールでやり取りをしたりとかするのを勝手につくってしまって大丈夫ですか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

この場で皆様、4名の方よろしいということであればつくっていただいて構わないです。

田谷委員

いいですか。わかりました。ありがとうございます。もう1回4名を言っていただけますか。

事務局

相川梓委員と松山委員と田谷副会長と粉川委員ですね。

田谷委員

メーリングリストをつくりたいので、チャットのところで構いませんので、私宛てにメールアドレスを入れていただけますでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

田谷先生のほうに別途後ほどメールで送らせてもらいましょうか。チャットのほうがよろしいですか。

田谷委員

それでもどちらでも構いません。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

メールで後ほどお送りします。

田谷委員

よろしくお願いします。野村先生もメーリングリストに入れていいですか。

野村会長

よろしくお願いします。

田谷委員

弁護士の相川先生も入れていいですか。

相川委員

お願いします。

田谷委員

お願いします。

野村会長

皆さん、できる範囲でやりましょう。

田谷委員

できる範囲で。別件で意見聴取の設問の2なのですが、「いつも」を外してもらうことってできますか。困っているとき、悩んでいるときいつもどうしていますかの「いつも」を外してもらうと、いつも同じじゃないと思うので、「どうしていますか」としていただくといいかなと思うので、そこだけ修正していただくと助かります。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

ありがとうございます。

野村会長

ほかいかがでしょうか。大丈夫でしょうかね。

松山委員

中野区さんの子どもの意見聴取の、ホームページと企画展示でのアンケートのところで、先ほど相川委員からデバイスを持っていない人もいるだろうから、いろいろな形で周知しようというところ、本当そのとおりだなと思って、経済的にやっぱり難しい、困難な家庭の人にも、そういったデバイスを持っていない人も多くいると思うので、なるべく中央図書館だけでなく、いろいろな場所での展示ですとか考えていただきたいなと思ったのと、言語のところで低学年の人もいろいろな読み書きのレベルの人も読めるようなやさしい日本語ですとか、外国籍の子どもたちの、どういった言語を使っているのか内訳まで承知していませんけれども、なるべく使えそうな言語、使われている人が多そうな言語を、多言語での対応といったところも

アンケートではご留意いただければと思いました。ありがとうございます。

野村会長

ありがとうございます。ほか何かございますでしょうか。大丈夫ですかね。

では、そんな形で子どもたちから意見を聴取できればと思います。問題は子どもたちから意見を聴取するにあたっての資料というのかな。こういうこととして話を聞きたいというその中身も大事だと思うので、お話を進めていければと思いますが。今日は特に重要な議題としては、子どもの権利の規定の部分がとても重要な議題です。これは前回皆さんに宿題をお願いをして、今日資料3という形で出てきています。

ちなみにお送りした資料の中に、子どもの権利条約カードブックというのがあったかと思えます。これはユニセフから取り寄せてもらって、皆さんに配布してくださいとお願いをしたのですけれども、本当は今日対面でできたら何をしようかと考えていたかということ、6ページ目からカードになっているんです。点線を切り取り線として切っていただくと、表と裏というのがちゃんと符合していて、裏が条約の条文の詳しいもの、表がそののわかりやすく書き表したのになっています。

私がいつも、例えば大人であれ子どもであれ学生であれ、いつもこれ使っているのですけれども、これをカード状に切り離して行って、皆さんよく子どもの権利とは何かというのでご存じ、ここにも書いてあるのかな。書いてありますね。ちょうど表紙を開いていただいたところで、「子どもたちには、どんな権利があるの?」というのが、下に四つの四角になっていると思えますけれども、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、これは皆さん最近よくご存じで、子どもの権利というのは何ですかと言ったときには大抵この四つを挙げていただくことが多いんだと思うのです。

だけれども、「この四つの権利ってどこから来ているの?」と言うと、必ずしもはっきり答えにくいところがあるのです。あるいは逆に言うと、この四つの権利が子どもの権利全部だと思われるのもちょっと困るなと思っていて、特にこういう委員会というか審議会を進めていく中では、この四つの権利というものが、日本ユニセフ協会がこの四つの権利ということにまとめているということは理解をしつつも、その権利がどういう背景でこういう四つの権利にまとめられているのかということを知ることがとても大事ななと思っています。

それで、さっきの話に戻りますが、学生であるにせよ、子どもであるにせよ、あるいは大人の例えば公民館での講座で子どもの権利についてやってくださいと言われたときにいつもやるのは、模造紙に十字を引いて、四つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加す

る権利」って大きく四つのマス目をつくって、これをそれぞれ「どれに当たりますか」というのを読みながら分類をしていってもらおうというワークショップをやっています。これ、意外と盛り上がります。

さらに難しいのはどこにも当てはまらないとか、どっちにも当てはまるというのが結構あって、結構悩みます。一つはこの条約に書かれている権利を全部読めるという話と、それからこの権利は一体どういう性質の権利なのかということ悩めるという、そういうことがそのワークショップの中ではできるので、本当はだから今日やってみようかなと思っていたのですが、残念ながらオンライン会議ではそれができないので、ぜひこのカードブックを活用して、皆さんの現場でやってみてください、ぜひ。家族の中でもいいですし、いろいろなグループの中で、意外と盛り上がります。

ちなみにこんな立派なものももらって切り離すのもったいないと思う人がいるかもしれませんが。これは日本ユニセフ協会のホームページに行くと、PDFでそのままダウンロードできるようになっています。なので、単純に両面印刷をして切り離せば、ちょっと薄っぺらくはなりませんが、このカードがでかくなります。なので、やってみていただくと面白いかなと思います。

皆さんからどういう権利にまとめたらいいいですかという宿題をお願いしたのですが、それを出していただいた上で、そのワークショップをやって、少し皆さんで権利の共通認識が得られればなと思っていたのですが、残念ながらそれができないので、そんな企画を持っていたという紹介にとどめます。

さて、資料3、「子どもの権利の規定について」ということで、いろいろな方に意見を出していただきました。ここで一つのものにするというのはなかなか難しいのですが、どうしましょうかね。初めてこれ通覧される方もいると思うし、自分がここを提案したということを表示していただければ、少しご意見をいただければと思いますが、どなたでも。こんなふうに考えて、こういうふうにしてみましたというのがあれば。

窪寺委員

私は宿題の回答として、一番最後にある長い1から41の1行ずつの言葉を挙げました。それは今お話があったように、先生がワークショップでどれに入るとかいうことをされていると思うのですが、実は意外と皆さん子どもの権利条約に目を通したりということは日常、知っている方が少ないと思うので、逆に言うとそこの啓蒙というか、親子でそういうものを考えたりとかするというのも広めていくということが、この、今、権利擁護の条約とかということ

で、子どもの意見を聞くとかということの中で、すごく基本になってくるのかなと思ったのです。ですので、カタログと言ったときに簡単な言葉でどういうものがあるということを明記しておくことは、広がりをつくるという中でありなのかなと思ひまして、私は長いのですけれども、これを選んでみました。

野村会長

ありがとうございます。ほかにせつかく出していただいたので、意見をいただければと思います。

瀧本委員

私が選んだのはまず1ページ目の丸が四つ目ですね。「安心して生きる権利」というところで、何でこれを選んだかというのが次に書かれているのですけれども、ただ生きる権利というだけよりは安心して生きていけるというメッセージが、この安心して生きる権利という「安心して」が入ることによって伝わるのではないかなと思って、これを一つカタログとして選びました。

全部で5個選んだのですけれども、二つ目が2ページ目の上から6個目ですね。「参加する権利」を選んだのですが、これも何で選んだかの理由が自己表現していける、自分の思いを伝えていけるということを訴えていけるので、参加する権利というカタログはいいなと思ひました。2ページ目の下から二つあるのですけれども、この二つともなのですが、「ありのままの自分である権利」、何でこれを選んだかという、個性の尊重、差別されない、差別しないというところで、ありのままの自分でありたいというところがとてもカタログとして言葉はいいなと思ひたのと、あとは「自分を守り守られる権利」、ほかから守られるだけではなくて、自分で自分を守ることも大切だということのアナウンスしていけるかなと思ひました。

最後が3ページ目の一番上の「かけがえのない時を過ごす権利」というところで、この「かけがえのない時を過ごす」という言葉が生きる権利、育つ権利、先ほど会長のほうから言われた守られる権利、参加する権利の四つの分類が全てこの言葉に詰まっているなと感じがしたので、カタログとして載せていいなと思ひました。

全て読ませていただいたのですが、3ページ目その他の意見の1番目の「児童の権利に関する条約における4分類を利用し」と、ここに書かれている4分類を大きくカタログに載せて、下位項目でそれぞれの権利を詳細に説明していくというのが、私のイメージとぴったりだったので、このその他の意見の一番上はとてもいいなと感じました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

田谷委員

多分これ事務局のほうでまとめてくださっていると思うのですが、私は1ページ目の一番上の例えば「生きる権利」と書いた後に、生きる権利としていろいろ括弧書きでごちゃごちゃ書いて、下位項目を入れていくという方法を考えていました。先ほど野村先生がおっしゃったようなカードブックのワークショップを昔大学でやったときに、四つの権利で分けた後に、では、自分たちならどういう権利が欲しいかというのをやったときに出てきた意見が、この下位項目に出てきたものになります。ですので、前回私が一番怖かったのは、カタログをつくることでそれに載っていない権利がおろそかにされてしまうというか、ないのかなと思われるようなところが、排除されるのが怖かったので、下位項目の中に入れていくものを、子どもの意見聴取であったり、アンケートや今までの実態調査から出てきた文言から、子どもたちと一緒に何が、生きる権利っていうと、あなたたちに必要なのは何だと思う、何をやったらいいと思うという形で、意見が出てきたものをサブカテゴリーに入れていくと、中野区の子どもたちの条例としてぴったり彼らにはフィットしてくるのかなと思いましたので、下位項目化も一つの手として提案をさせていただきました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。今、田谷さんが言われた比較的シンプルにまとめると抜け落ちてしまうものがある。そのサブカテゴリーの中で拾っていく中で権利全体を豊富にできるというのは、川崎の条例がそういう作り方をしたのですよね。比較的シンプルにまとめると何か抜けるのではないのと。あるいは権利と権利の関係というのが、考えていったときに、それだけではあわせないよねというのがあって、川崎はああいう形にしたのですけれども、そういう考えと共通しているのかなと思いました。ほかいかがでしょうか。

齋藤委員

私の意見がこの資料3に載っていないように感じるので、説明させていただきたいなと思うのですけれども、私は基本的に全ての権利について抜け落ちるということは、子どもにとって不利益をつくる最大の原因になると思うので、全部載せるべきではないかなと思っています。その中で一番重要なことというのは何かと言ったら、条例を設定するということは本来の目的で、子どもが自分の権利を理解して適切に大人に助けてもらえるようになる。助けられる大人を増やすということなのかなと私は思っています。

その際に必要なのが、やはり子ども自身が子どもの権利について知っている、あとは何か問

題があったときにきちんと調べられる状況をつくるということ。もう一つは大人が子どもの権利というものをきちんと知って、それにのっとって対応していくということだと思います。この条例が理想論ではなくて、本当実際に様々な境遇で、プラス子どもたちの命を守るために必要なものだと私は現場として実感しているので、載せる、載せないという議論ではなくて、載せていく、ただ、ここをポイント的に、例えば重要なポイントはもっと大きく見せていくというふうに考えていくべきなのかなと思います。

権利条例というのがみんなが知っている、そしてそれをもとに使って、子どもも大人もよりよい環境、子育て環境、子の育つ環境というのをつくっていくツールとしてちゃんと使えるようになってほしいなと思います。

野村会長

ありがとうございます。

齋藤委員

ありがとうございましたって、お話聞いていただけるのはありがたいのですけれども、それについて皆さんの意見も私は聞いていきたいなと思っています。

野村会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

松山委員

私も今の齋藤さんの、そしてその前の田谷さんの意見に近いかなと思ってしまして、資料で言うと3ページ目の一番最後のポツかな。最後のページ、4ページの3ポチ目までの四つのポチにあるのですけれども、やっぱり本文に入れるのは難しくても、附則だったり補足の部分で子どもの権利条約に定められる子どもの権利全て、お伝えしていただきたいなと。その中で特に全ての子どもの権利に関わるものとして、一般原則に当たる四つの条文を、四つの権利を明記していただくというのも一つのやり方ではないかなと思っていて、この資料の中で、4ページ目の一番上のポツの「下記四つの権利があることを明記する」のところで、四つの明記が2条、3条、6条、12条が抜け落ちているかなと思うので、事務局の方に確認いただきたいのですけれども、差別されない権利から始まり、子どもの意見表明のところ、差別されないというか子どもの最善の利益と生きる、育つ権利と意見表明権、この四つの権利については全てに関わるものとして、守っていくよということが明記されるといいのではないかと思います。

野村会長

ありがとうございます。補足ですけれども、今、松山さんから四つの権利というお話があったのですけれども、皆さん今カードブックはお持ちですか。その2ページ目なのですから、先ほど「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」というふうにお話をしたこの四つの権利というのは、これは日本ユニセフ協会が子どもの権利条約にどういう権利が定められているのと言ったときに、たくさんのものであるのでこの四つにまとめたのだけれども、実はこれは例えば国連の子どもの権利委員会でスタンダードに使われているかというところではなくて、国連の子どもの権利委員会ではこれとは別に四つの原則、それを一般原則と呼んでいます。それが2ページの上の大きな四角で、ラインマーカーによって引かれているものがそれです。「命を守られ成長できること」。生命・成長・発達の権利ですね。それから「子どもにとって最もよいこと」、子どもの最善の利益。それから「意見を表明し参加できること」、意見表明権。それから差別の禁止というこの四つのもを一般原則というふうに呼んでいるのです。今、松山さんからご指摘があったのは、一般原則のお話だと思うので、その辺を区別しておいていただけるといいかなと思います。

ちなみに松山さんのご指摘に触発を受けてということでもあるのですけれども、この一般原則をやっぱり表現するというのはとても大事なかなと思っています。ちなみに児童福祉法はこの子どもの権利条約について初めて言及した、法律なので言及したということで評価を受けていますけれども、この児童福祉法が一つは第1条のところで児童の権利に関する条約の精神にのっとりそのまま書いてあるのですけれども、実はそこも重要なものだけれども、2条が結構重要で、ちょっと読んでみますね。「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と書いてあるんですね。

この短い条文の中に等しく保障されるという、差別の禁止の問題とそれから生命・成長・発達という問題と、それから最善の利益を優先してという最善の利益の問題と、それから意見が尊重されという意見表明権の四つのもが書かれているということが大事で、この四つのもを表現したことで、子どもの権利についての考え方の基本を示したというふうに見える。これはやっぱり条例の中でもそのことに留意することはとても大事なかなと思っています。

あと、個別にどういう権利が必要なのかということは皆さんのご提案にもあるのだけれども、そのところを意識しておいていただくといいかなと思ったりします。ちょっとした補足でしたけれども、ほかにいかがでしょうか。書いていただいた方でご意見を言っていただければ助か

ります。

相川(梓)委員

私は3ページ目のところで、「失敗する権利」というのを書かせていただきました。「安心・安全に失敗する権利(ほかの人の権利を脅かさない範囲で)」と。今、出ている全ての権利、子どもにとってとても大事なもののばかりだと思うのですが、読めば読むほど多くの大人、人にとって本当に大切な権利だなと感じています。その中で特に大人と違って大切なものって何だろうと私が考えたときには、安全な環境で自由に失敗できるということがすごく大事なのかなと一つ感じたので、そのように書かせていただきました。

あと、どう考えていったらいいのかなと自分が気になっている点として、その少し下に書かせていただいた「持続可能な地球・地域環境を生きる権利」についてです。昨今、海外のグレタさんなどの活動を見るにつけ、若い方たちが地球環境、持続可能な地球環境にしてほしいという、そのようなニーズを持っているお子さんも増えていくというか、多いのかなというのを考えていまして、それは子どもの権利として未来を長く私たちよりも生きる子どものために擁護していけたらいいなと思うのですけれども、権利条例の中に入れられるようなものなのか、入れるとしたらどうしたらいいのかというのが気になって、絶対入れたいということでもないのですけれども、一文入れさせていただきました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。これもちょっと補足すると、持続可能な地球環境ということもそうなのかもしれないのですけれども、SDGsの考え方でもあるのだと思うのですよね。そうするとSDGsを表現するときに、持続可能なというのもあるのだけれども、例えば「誰ひとり取り残さない」というような表現が使われていたりするので、それは今この時点で条例をつくらったときに、SDGsの考え方をこの中に入れていくということは結構重要なかもしれないのですよね。というふうに思いました。

それから、そうそう、失敗する権利ね。権利って主張してみないとわからないところがあって、大人は結構権利主張して失敗するくせに、子どもにだけ正しい権利の主張を求めると悪い癖があって、本当にだから失敗してもいいんだよという、とにかく言ってみて、言ってみることが大事なんだよというようなことがどこかで伝わるととてもいいかなと、感想を持ちました。ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員

感想なのですけれども、今の相川さんの失敗する権利というのは私も条例のときいいなと

思ったときに、豊島区の中に書いてある、豊島区で決められた条例の中にそういった文が載って、結構いいなと思っています。というのも、例えば社会的養護のお子さんについてなのですが、今後の自分の進路について選んでいく、これが自分の最善と思って選んだものをもう一度選び直したいというときに、そういった道が絶たれてしまっている状況というのがあるのかなと思います。すごくこの部分に共感したし、私も同じだなということだけを伝えたかったなど。

野村会長

ありがとうございます。望月さん手拳がりましたかね。

望月委員

「失敗してもいい権利」があるということで僕も失敗してしまうかもしれないのですが、発言させていただきます。中学校のPTAから来ているので、学校でよく取り上げられている二つの問題のまず1つ目にいじめの問題がありますので「いじめられない権利」というのと、わかりづらいのですが2つ目に不登校の問題がありますので「子どもに合った学習、教育の場を保障する権利」という、自分でつくってしまったような権利を挙げさせていただきました。

やっぱり教育現場で「いじめられない権利」って明記しておいていただけると、先生方も教えやすいというのもあるかなというのと、子どもたちも自分は守られているんだなとわかる、はっきり意識できるという部分で書いていただけるといいかなと考えました。

あと、不登校のお子さんの保護者の方からもお話をお伺いしたのですが、学校に行けないというところで、アンケートもそうなんです、意見を表明できる場がないということもあるので、なんとかそういう子どもたちの意見とか考えを聞いていってあげたいと思うんです。何か工夫して学校に来られない子の意見も聞けるような環境とか取組ができればいいのかなと思って、2点書かせていただきました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。これもワーキングをつくりませんか。要するにどんな形で権利をまとめていったらいいのかということの提案をできるか、できるといいかなと。今、皆さんから出していったものが集まった状態ですが、こういう形で提案していったらいいですということができればいいですよ。ワーキングをつくりませんかとか、気軽に言っていますけれども。きっと弁護士の相川先生にうまく取りまとめていただけるのではないかなと思っているのですが、相川さん、いかがでしょうか。

相川委員

ワーキングつくること自体については、皆さんがおっしゃるのであれば私も賛成なのですが、今日の議論を聞いていて、皆さんの意見なるほどとずっと思っていたのですが、私はこの議論始まるまではあまり網羅的に規定するよりも、そうでないほうがいいかなという意見だったので、今ちょっとだから揺れているのですが、そういう意味で言うと今日の主流のご意見と私、ちょっと違う感じかなというふうには思っています。

ついでなので発言すると、私がどうしても入れたほうがいいなと思っていたことって、先ほどの4原則はもちろんそうなのですが、個別に規定するとしたら、川崎の条例で言う16条と35条。35条については今日の議論とちょっと違う、先の話かもしれませんが、個別に救済というか相談できる、具体的にここに相談できるよということをきちっと入れたほうがいいかなというのはすごく思っていました。別の話までしてしまいましたけれども、ワーキングをやるなら私も参加します。

野村会長

こんなふうに入れたらどうでしょうかということを取りまとめてみるということで、やっていただけの方、相川弁護士はやっていただけということです。無理やりやらせて恐縮ですが、ほかにいますでしょうか。

もちろんさっきの意見聴取と二つやってもいいという場合には全然構いませんけれども、あまり負担にならない形で。

相川委員

1人ワーキングになるのは寂しいので、お願いします。

野村会長

私も参加しますが、相川さんと2人だと寂しいですね。

田谷委員

私、田谷ですが、顔だけ出させていただけようと思います。

野村会長

そう言わずに。ほかどうでしょう。

相川(梓)委員

相川です。興味はあるのですが、とても難しそうで、何か有意義なことが言えるかなというのは気になるというのと、ですか。どうでしょうか。

野村会長

そのあたりで、途中から参加していただいても構わないのですが、この4人ぐらいで

さっき言ったメーリングリストみたいな形で提案をし合ってみましょうかね。ちょっと難しいかもしれないけれども。宮川さん、いかがですかね。

宮川委員

ワーキンググループ、参加するのは全然構わないです。大丈夫です。

野村会長

無理やり引きずり込んだみたいですがけれども、今二つのワーキングができましたけれども、それぞれこっちにも入ってみたいということがあれば、ぜひ言っていただいて、自由に入ったりしていただければと思います。とりあえずさっきみたいな体制で始められればと思います。なので、事務局にお願いですけれども、皆さんへのメールで、今ワーキングのメンバーがこんな感じですよというのをメールで送っていただけますかね。後で。

事務局事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

後ほど送らせていただきます。

野村会長

よろしくお願ひします。そんな形で少しイメージをつくっていければというふうに思います。よろしいでしょうか。

今日配布されている資料の中に、各主体の役割という形でA3のものかな、資料の4というのがあります。それぞれ例えば保護者はとか、区はとか、市はとか、あるいは育ち、学ぶ施設はとか、区民市民はとか、事業者はとかという、その役割を条例ではあらわしていったらいいのではないかとということでまとめていただいたと思うのですが、これも次の課題にしていきたいと思っています。なので、資料4のほうは見ておいていただければいいかなと思います。

次回は今日の成果を少し成果としてご報告いただくということと、それから次回は救済機関について少し議論はできればと思います。なので、まだ時間があると言えば時間があるのでありますが、オンライン結構疲れますし、時間も遅いと言えば遅いので、こんな感じで、とりあえず今日はこんな感じで終えたいかなと思っていますけれども、事務局のほういかがでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それでは事務局からお知らせ何点か、議事の5のその他の部分になるのですが、その他で2件ご連絡させていただきます。1件目は次回の審議会の日程ですが、次回の審議会3月30日火曜日、午後7時から9時で、場所は区役所の会議室を予定しております。緊急事

態宣言も明けていると思われまますので、会議室で開催したいと思ひます。

もう1点なのですけれども、メールでもお送りしたのですけれども、条例制定までのスケジュールですね、いま一度ご確認いただき、何かご質問等がございましたら事務局のほうまでご連絡いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

野村会長

よろしいでしょうか。事務局にはぜひ教育委員会や学校といい関係をつくっていただき、前向きな方向で全庁的に進めていくということがとても大事だろうと思ひます。条例案が提示された後も多分全会派で、やっぱり全会一致でということを目指すということもとても大事だと思われまますので、なにせ子どものための条例でもあるので、当事者である子どもがどういふ意見を持っているのかということをやっぱり抜きには考えられないので、それがスムーズに行くような体制づくりに努めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、委員の皆様から何かござひますでしょうか。今日は網羅的に特にご意見はお伺ひしませんでしたけれども、皆さんも自由に発言されるようになっていまますので、この調子でやっしていければと思ひます。

宿題は宿題であつたり、ワーキンググループはワーキンググループであつたり、いろいろと意見が言いにくいなという方も中にはおられるかもしれませんけれども、その場合には別に無理に発言されなくても大丈夫ですし、大事なものは自分が普段現場で持つておられる現場感覚といふのか、ここではこういうことがありましたよといふことを教えていただくということがとても大事だと思ひますので、そんな観点からの発言がいただれたり、できればいいかなと思つていまますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

特になければ、これで今日は終わりたいと思ひます。どうも皆さんお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後8時45分 閉会